

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）」の骨子（案）

前文のイメージ

世界人権宣言には、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」という人類普遍の原理がうたわれており、日本国憲法においては、基本的人権の尊重と法の下での平等の基本理念がうたわれています。

しかしながら、現実には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、性的指向・性自認等を起因とする人権問題が発生しており、さらに、新型コロナウイルス感染症等の新たな疾病の発生、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に伴い新たに取り組むべき人権問題も生じてきています。

こうした様々な人権問題を解決するため、私たちは、豊かな自然と温暖な気候に育まれた、思いやりがあり、心優しく、温かな県民性を生かし、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していく必要があります。

ここに、私たち宮崎県民は、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるために、不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定するものです。

1 目的

この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務並びに国及び市町村との連携協力を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策（以下「人権施策」といいます。）の推進の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的とします。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりに関する基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務等を明らかにし、施策の推進の基本となる事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現するという、条例の目的を定めるものです。

2 基本理念

人権尊重の社会づくりの推進は、日本国憲法の定めた基本的人権の保障及び法の下での平等の理念の下に、全ての人々が自己決定に基づき個性と能力を発揮して自己実現を図ることのできる社会、全ての人々が人権意識の高揚に努めることで差別と偏見の解消に取り組む社会、及び全ての人々がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければなりません。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりを推進するための基本となる考え方を示すものであり、日本国憲法の理念の下、全ての人々が取り組むべき「自己決定に基づく自己実現」、「差別と偏見の解消」、「多様な価値観と生き方の尊重」の3つの理念について定めるものです。

3 県の責務

- (1) 県は、「2 基本理念」に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権施策を積極的に推進する責務を有します。
- (2) 県は、人権施策の推進に当たっては、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとします。
- (3) 県は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する実態の把握に努めるとともに、県が実施した人権施策について、毎年度、公表するものとします。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりの推進における県の責務を定めるものです。

4 県民及び事業者の責務

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、学校、職域その他のあらゆる場において、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するよう努めるものとします。
- (3) 県民及び事業者は、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、人権尊重の社会づくりの推進における県民及び事業者の責務を定めるものです。

5 差別と偏見のない社会づくりの推進

- (1) 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他のあらゆる場において、相互に協力しながら、あらゆる差別と偏見の解消に取り組み、差別と偏見のない社会づくりを推進するものとします。
- (2) 県は、前項に掲げる差別と偏見のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携しながら、人権教育及び人権啓発の実施、相談支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとします。

【趣旨】

本条は、県、県民等が協力して、差別と偏見のない社会づくりを推進すること、及びそのために、県が講ずる施策等について定めるものです。

6 人権施策基本方針

- (1) 県は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」といいます。）を定めるものとします。
- (2) 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとします。
 - ア 人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
 - イ 相談支援体制の整備に関すること。
 - ウ 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
 - エ アからウに掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項
- (3) 県は、人権施策基本方針を定め、又は変更するに当たっては、県民の意見が適切に反映されるように必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 県は、人権施策基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

【趣旨】

本条は、条例に基づき、具体的な人権施策を総合的に推進するための、県の「人権施策基本方針」の策定について定めるものです。

7 人権教育及び人権啓発

県は、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場を通じて、県民の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる差別と偏見を解消するため、人権の尊重に係る教育及び啓発を行うものとします。

【趣旨】

本条は、県が行う人権教育と人権啓発について定めるものです。

8 相談支援体制

- (1) 県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じる体制を整備するとともに、相談をした者（以下「相談者」といいます。）に対して、次に掲げる支援を行うものとします。
- ア 相談者の相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
 - イ 国、県、市町村等が設置する専門的な相談機関その他の関係機関の紹介
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、相談者に対する必要な支援
- (2) 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとします。

【趣旨】

本条は、国及び市町村との適切な役割分担、関係機関との緊密な連携を図りながら、県が行う相談支援体制の整備について定めるものです。

9 市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識調査

- (1) 県は、市町村、関係団体等から意見を聴く機会を設け、人権施策の推進に反映するよう努めるものとします。
- (2) 県は、人権に関する県民意識調査を行い、様々な人権問題の置かれている状況を把握することによって、人権施策の効果的な実施に資するよう努めるものとします。

【趣旨】

本条は、人権施策の効果的な実施に資するため、県が市町村、関係団体等からの意見を聴取する機会を設けること、及び人権に関する県民意識調査を行うことについて定めるものです。

10 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま

す。

【趣旨】

本条は、条例の施行の詳細に関して、必要な事項を別に規則で定める委任について定めるものです。